

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月12日

香川県警察本部長 小島 隆雄

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公舎等管理規程（平成12年香川県警察本部告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理責任者)</p> <p>第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長（元山待機宿舎及び香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する公舎等（うしお北待機宿舎、栗林待機宿舎、多肥待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあっては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長（元山待機宿舎及び香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する公舎等（うしお北待機宿舎、栗林待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあっては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。</p>
<p>(使用料の納付)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第7条 公舎等を使用する者（以下「使用者」という。）は、警察本部長が国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第13条に規定する有料宿舎の算定方法を基準として別に定める月額の使用料を、当該公舎等の使用を開始した日の属する月分からその使用を終了した日の属する月分まで納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、その月の使用期間が15日を超えないときは、その月の使用料の額は、<u>別に定める場合を除き</u>、その月分の使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p>	<p>2 前項の場合において、その月の使用期間が15日を超えないときは、その月の使用料の額は、その月分の使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

附 則

この規程中第4条の改正規定は平成22年3月12日から、第7条の改正規定は同年4月1日から施行する。